

令和元年 6 月 19 日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分県大分市大字勢家1098番地の223
ワイルドライン合同会社
（代表社員 相馬 裕二）

2 処分日
令和元年 6 月 14 日

3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

ワイルドライン合同会社は、令和元年 6 月 3 日、大分地方裁判所において、破産手続開始の決定を受けた。

このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するに至った。

[問い合わせ先]

生活環境部循環社会推進課

廃棄物監視指導班

担当：主幹 井上豊文

主事 後藤 聡

電話番号 097-506-3134・3129